

第8期 第1回臨時総会

日 時 平成25年11月16日（土）19：00～21：00

会 場 筑紫野市生涯学習センター 視聴覚室



特定非営利活動法人 ちくしっ子ネットワーク

当日、総会資料をご持参ください

第8期 第1回臨時総会次第

1. 定数確認
2. 開会のことば
3. 理事長挨拶
4. 議長選出(書記選出)
5. 議案提案及び審議

第1号議案 専務理事辞任に係る新役員選出及び承認の件

第2号議案 定款改正及び定款改正に伴う福岡県の認証申請の件

第3号議案 定款改正の件

6. 議長退任
7. 閉会のことば

第1号議案から第3号議案を別紙のとおり上程する。

平成25年11月16日

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

理事長 横田 健一

第1号議案 専務理事辞任に係る新役員選出及び承認の件

山下博輝専務理事の辞任（平成25年9月30日付）に伴い、専務理事不在となるため、定款第13条第2項の規定により専務理事選任のための理事補充を行う。後任の理事の任期は、定款第17条第3項の規定により、前任者の残任期とする。

新理事候補

役職名	候補者氏名	所属学童	備考
理事	福田 咲誉子	筑紫東	公募による候補者選任

第2号議案 定款改正及び定款改正に伴う福岡県の認証申請の件

1. 提案の趣旨

第7期通常総会において決議した定款変更(第23条を除く。)については、特定非営利活動促進法第25条第3項に基づき、所轄庁である福岡県の認証を受けなければならない。認証に関する福岡県との協議において、文章、施行日等について修正の指示があったことから、再度、定款改正について決議するものである。なお、定款の変更(第23条を除く。)は、同法第25条第3項の規定により認証を受けなければ効力を生じないことから、認証日をもって施行日とする。

2. 定款変更の理由・趣旨

NPO法改正に対応しての改正及び筑紫野市学童保育の安定的継続、ちくしっ子ネットワーク本部機能強化・安定に資するため。

3. 定款変更のポイント骨子

① 執行部・理事会の強化

- ・ 理事の任期の延長(1年から2年へ)と経営参画への意識改革の推進

② 事務局体制の強化

- ・ 専務理事の常勤体制への早期是正
- ・ 諸問題解決のための顧問の設置条項の設定
- ・ 内部人材の有効活用

③ NPO法改正に係る変更

- ・ 新旧対照表右側の整備事項参照

4. 新旧対照表

別表の通り。

ただし、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。

5. 附則

第23条の改正 平成25年11月17日から施行する。

第23条の改正以外 特定非営利活動促進法第25条第3項に基づく認証の日から施行する。

(別表)

定款 新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法人」という。)上の会員とする。</p> <p>(種別)</p> <p>第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 正当な理由がなく、連続して3月以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「<u>法</u>」という。)上の会員とする。</p> <p>(種別)</p> <p>第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <p>(1)、(2)略</p> <p>(3) 正当な理由がなく、<u>3ヶ月</u>以上会費を納入せず、かつ、支払いの請求に応じないとき。</p> <p>(4) 除名されたとき。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 20人以上</p> <p>(2) 監 事 2人以上</p> <p>2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とすることができる。</p> <p>(選任等)</p> <p>第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 役員は正会員の中から選出しなければならない。</p> <p>3 役員を選任に関して必要な事項は、別途総会で定める細則によるものとする。</p> <p>4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(種別及び定数)</p> <p>第 13 条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 20名以上</p> <p>(2) 監 事 2名以上</p> <p>2 前項の理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。</p> <p>(選任等)</p> <p>第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。</p> <p>2 役員は正会員の中から選出しなければならない。</p> <p>3 役員を選任に関して必要な事項は、別途<u>理事会で定める規程</u>によるものとする。</p> <p>4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。</p> <p>5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が<u>1名</u>を超えて含まれ又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。</p>

<p>(職務)</p> <p>第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p>	<p>(職務)</p> <p>第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。<u>但し理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u></p> <p>(<u>役員</u>の忠実義務)</p> <p>第 16 条 <u>役員は、法令、定款及び規程の定め並びに総会の決議を遵守し、本法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</u></p>
<p>(任期等)</p> <p>第 16 条 役員は任期は1年とする。</p> <p>第5章 総会</p> <p>(種別)</p> <p>第 22 条</p> <p>(構成)</p> <p>第 23 条</p>	<p>(任期等)</p> <p>第 17 条 役員は任期は <u>2 年</u>とする。<u>但し、再任を妨げない。</u></p> <p><u>以下、旧第17条から第21条まで新第18条から第22条まで条文繰り下げ</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 顧問</u></p> <p>(<u>顧問</u>)</p> <p>第 23 条 <u>本法人に、顧問を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>顧問は、本法人の目的達成のために必要な学識経験等のある者のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。</u></p> <p>3 <u>顧問は、本法人の目的達成について必要な事項について理事長の諮問に応ずる。</u></p> <p>4 <u>第17条(役員は任期)の規定は、顧問について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 総会</u></p> <p>(種別)</p> <p>第 24 条</p> <p>(構成)</p> <p>第 25 条</p>

<p>(権能)</p> <p>第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 事業計画及び収支予算</p> <p>(5) 事業報告及び収支決算</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>第 29 条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(権能)</p> <p><u>第 26 条</u> 総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1)～(3)略</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u></p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p><u>以下、旧第 25 条から第 28 条まで新第 27 条から第 30 条まで条文繰り下げ</u></p> <p><u>第 31 条</u> 総会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(表決権等)</p> <p>第 30 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第28条</u>及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 略</p>	<p>(表決権等)</p> <p><u>第 32 条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、<u>第30条</u>及び前条第3項並びに次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 略</p>
<p>(議事録)</p> <p>第 31 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第 33 条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>総会の決議があったものとみなされた事項の内容</u></p>

<p>3 <u>前項の議事録を、総会の日から5年間、主たる事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 32 条</p> <p>(権能)</p> <p>第 33 条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)職員の任免配置に関する事項</p> <p>(4)指導員の任免に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(議決)</p> <p>第 38 条 理事会における議決事項は、<u>第35条第3項</u>の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(2) <u>前号の事項の提案をした者の氏名または名称</u></p> <p>(3) <u>総会の決議があったものとみなされた日</u></p> <p>(4) <u>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>4 <u>前項の議事録を、総会の日から5年間、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第 34 条</p> <p>(権能)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p><u>以下、旧第34条から第37条まで新第36条から第39条まで繰り下げ</u></p> <p>(議決)</p> <p>第 40 条 理事会における議決事項は、<u>第37条第3項</u>の規定によってあらかじめ通知した事項とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">第8章 管 理</p> <p><u>以下、旧第39条から第41条まで新第41条から第43条まで繰り下げ</u></p> <p>(決算関係書類の提出)</p> <p>第 44 条 理事長は、<u>毎事業年度、通常総会の会日の1週間前までに、事業報告書、貸借対照表、活動決算書及び財産目録を作成して監事に提出し、かつ、これらを主た</u></p>
--	--

<p style="text-align: center;">第7章 資産及び会計</p> <p>第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>第 43 条</p> <p>第 44 条 この法人の第 42 条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 48 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事業計画及び収支予算の変更のうち、別に規則で定める軽微なものについては、理事会の議決によることができる。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により事業年度中に事業計画又は収支予算を変更したときは、通常総会又は臨時総会に報告しなければならない。</p>	<p><u>る事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>2 <u>監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常総会の会日の前日までに、意見書を理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>理事長は、前項に規定する監事の意見書を添えて第1項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第9章 資産及び会計</p> <p>第 45 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6)その他の<u>収益</u></p> <p>第 46 条</p> <p>第 47 条 この法人の第 45 条に掲げる資産の各項目は、理事長が管理し、項目毎の管理方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定め、その内容を総会に報告するものとする。</p> <p><u>以下、旧第45条から第47条まで新第48条から第50条まで条文繰り下げ</u></p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 51 条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の決議を経なければならない。</p> <p>2 第1項の規定にかかわらず、事業年度中の事業計画及び<u>活動予算</u>の変更のうち、別に規則で定める軽微なものについては、理事会の議決によるものとする。</p> <p>3 理事長は、前項の規定により事業年度中の事業計画及び<u>活動予算</u>を変更したときは、通常総会又は臨時総会に報告しなければならない。</p>
---	--

<p>(暫定予算)</p> <p>第 49 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 50 条 略</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 51 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(暫定予算)</p> <p>第 52 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議を経て、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用</u>を講じることができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の<u>収益費用</u>とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 53 条 略</p> <p>(剰余金の取扱い)</p> <p>第 54 条</p> <p>1項は8章にて記載のため削除</p> <p>2項繰り上がり</p> <p><u>以下、旧第 52 条から第 58 条まで新第 55 条から 61 条まで繰り下げ</u></p>
--	--

第3号議案 定款改正の件

1. 定款第21条（事務局）・第35条（理事会の権能）改正の理由・趣旨

前期法人改革に伴う定款改正と関連規程改正（指導員に関する人事権の整理※及び組織再編）を行った。しかし、事務局職員任免の手続き、指導員の任免手続きについても理事会の議決が必要という規定のままになっていることから、迅速で業務に支障がでないタイムリーな人事配置を担保できていない。

2. 定款変更のポイント

事務局職員の採用・任命手続きを執行部と人事管理委員会に持たせるため（人事配置計画）定款21条3項を削除し、運営規程に規定する。職員の任免については執行部並びに人事管理委員会の決定（人事配置計画）を尊重し、人事に関する都度、個別案件の理事会での決議を不要として、執行部からの報告の承認を行うこと基本とする。下位規範との整合性を担保して人事施策の遂行を容易ならしめる。

理由：法人運営の円滑化及び規範の整合性担保のため。

3. 新旧対象表

別表のとおり。ただし、定款その他の申請書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、理事長に一任する。

4. 附則

平成25年11月17日より施行（臨時総会の翌日）

(別表) 定款 新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(事務局)</p> <p>第21条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。</p> <p>2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。</p> <p>3 事務局の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 役員及び職員</p> <p>(事務局)</p> <p>第21条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。</p> <p>2 事務局には専属の事務職員を置くことができる。</p> <p><u>3 削除</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会決議した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 指導員の任免に関する事項</p> <p>(4) 諸規則の制定及び改廃</p> <p>(5) 借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等(但し100万円を超えるものは除く)</p> <p>(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">第7章 理事会</p> <p>(権能)</p> <p>第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会決議した事項の執行に関する事項</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(3) 諸規則の制定及び改廃</u></p> <p><u>(4) 借入金等の債務負担および債権等の権利の放棄等(但し100万円を超えるものは除く)</u></p> <p><u>(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p>

